

令和5年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名： 長野県
 農業委員会名： 南木曾町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和5年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和3年2月15日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	11	11
認定農業者	—	1
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	3
40代以下	—	0
中立委員	—	1

任期満了年月日 令和6年2月14日

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	3	3	3

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	354
農業経営体数	153

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	115
女性	51
40代以下	4

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	8
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	0
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	167	94			261

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

II 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)		これまでの集積面積(B)		集積率(B)/(A)	
	261	ha	25	ha	9.6	%
課題	<p>点在する小規模な農地が多い当地域では大規模な集積は物理的に困難である。現在の重要な担い手となっている畜産農家への集積も量的に限界に近づいてきている。 担い手の多くは平日企業に努める兼業農家であり、他の受け入れができる状況にはない。 一方で、農家の高齢化により、年々、単年度の新規集積面積を上回る面積が休耕田となってきている。 稲作は毎日の水見巡回や頭首工の管理が欠かせないが、当町の地域は分散しており、他地域の参入者が容易に水見巡回でできないこと、また、小規模単位で複数の水路系統が存在しそれぞれに水利権等の問題が発生することも他地域からの参入が難しい要因となっている。</p>					

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	令和10	年度	集積率	35	%
今年度の新規集積面積	1	ha	農地面積(C)	261	ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	26	ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	10.0	%

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

(2) 遊休農地の解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
		12.8	0
ha	ha	ha	

課題	<p>農家の高齢化・過疎化の中で遊休農地は増加傾向にあり、特に所有者不在地や管理者が遠方に居住するなど管理不全となる農地が増加している。 活用しようとしても引き継ぐべき担い手がいないため結果として遊休農地化される傾向にある。 根本的な解決には担い手の育成が求められるが、当面の対策としては、中山間地域直接支払交付金事業等の活用により、集落全体として農地を維持する活動が求められる。</p>
----	--

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	0	ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	0	ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	10.4	ha
--------------------------	------	----

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	<p>町では、畜産農家で使用するWCSや飼料作物のほか、エゴマやヒペリカム、サヤインゲン、赤かぶ、里芋といった園芸品目を地域振興作物として推奨している。 農業委員会では、各地区でグループの班を作成し、水田の転作作物の有益性や省力化技術の実証を行う。実証結果については、3月に実施する農家との懇談会の折に発表し、普及を促進させることで遊休農地の解消に取り組む。</p>
-------------------------	--

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	0	ha
---------------------------	---	----

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和2年度新規参入者	令和3年度新規参入者	令和4年度新規参入者
	0 経営体	1 経営体	0 経営体
	0 ha	0.8 ha	0 ha
課題	過疎化・高齢化に歯止めがかからない中、地理的・気候的に農業には不利な条件の当地域では新規就農者が見込めない。 また、現在の担い手は兼業農家が大多数を占めており、専門的担い手が少ない。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均
	11.2 ha	7.7 ha	12.6 ha	10.5 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積			1.1 ha	

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10 日/月	最適化活動を行う 農業委員の人数	11 人
		農地利用最適化推進委員の 人数	3 人

(2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	3 回	
取組時期	取組項目	強化月間の内容
9月	②遊休農地の解消	転作作物を普及させることで遊休農地の解消に取り組む。 遊休農地の解消月間として、推進員等の担当区域ごと戸別訪問等により全遊休農地の利用意向の把握を行う。
11月	①農地の集積	地域計画の話し合い強化月間として全ての地区で話し合いの場を設定し、農業委員・推進委員が話し合いに参加し担い手と出し手の情報を共有する。
2月	③新規参入の促進	新規参入相談月間として、町が開催する相談会に出席し、新規就農予定者との営農開始に向けた相談を受ける。また、推進委員等による戸別訪問等の機会に新規就農の希望がないか聞き取りを行う。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	1 回		
開催時期	2月	相談会名	新規参入相談会
参加者数	1	開催場所	県内
相談会の内容	新規参入に向けた相談会に参加		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)